

# 不法投棄・ポイ捨て は「犯罪」です！



不法投棄とは、「廃棄物をみだりに捨てること」です。  
事業活動に伴って排出される産業廃棄物はもちろんのこと、日々の生活から排出される一般廃棄物であっても、廃棄物をみだりに捨てることは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって**禁止**されています。

## 不法投棄に対する罰則

○不法投棄を行った者(未遂を含む)

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの両方が科せられます。

○法人等の場合

3億円以下の罰金が科せられます。

## ○管理者責任と不法投棄防止策

不法投棄された廃棄物は、投棄者に処理させることが原則ですが、投棄者が判明しない場合は、その土地又は建物の所有者(管理者)の責任で撤去しなければなりません。

不法投棄を放置しておく、更なる不法投棄を誘発する恐れがありますので、日頃から不法投棄への防止策を講じておくことが大切です。

### 【不法投棄防止の主な対策】

- ・定期的に草刈りや立木の枝切りを行い、見通しを良くしておく。
- ・周囲に柵やロープ等を設置し、容易に侵入できないようにする。
- ・「不法投棄禁止」等の警告看板や監視カメラを設置する。
- ・近くにお住まいの方と、不審者や見慣れない車等の情報を共有する。

## ○不法投棄禁止看板の配布について

不法投棄禁止看板を配布しています。

配布を希望される場合は、環境衛生課にお問い合わせください。

※原則、自治会への配布としており、個人への配布は出来ない場合があります。

### 不法投棄禁止

ごみを違法に捨てた者は、  
5年以下の懲役又は  
1000万円以下の罰金  
に処せられます。

小 浜 市

**小浜市が「不法投棄のないきれいなまち」になるよう、  
市民の皆様のご理解とご協力をお願いします!**

— 不法投棄についてのご相談は、下記にご連絡ください —

小浜市 民生部 環境衛生課 TEL:0770-64-6016

小浜警察署 刑事・生活安全課 TEL:0770-56-0110